コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　ESTIC CORPORATION

最終更新日：2015年12月15日
株式会社エスティック
代表取締役社長 鈴木弘
問合せ先：管理部 06-6993-8855
証券コード：6161
http://www.estic.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の透明性向上とコンプライアンス厳守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。
今後も企業価値を継続的に高めていくため、経営上の組織体制や仕組を整備し必要な施策を実施していくことを経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
鈴木 弘	247,400	16.81
弘鈴興産株式会社	220,000	14.95
株式会社日伝	140,000	9.51
池田 康廣	111,000	7.54
エスティック従業員持株会	71,200	4.84
長沼商事株式会社	70,000	4.75
飯田 雅次	36,500	2.48
加藤 誠	24,200	1.64
日本証券金融株式会社	16,300	1.10
伊勢嶋 勇	16,200	1.10

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査と内部監査人監査との情報共有をはかりお互いに効率的監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石田 義孝	他の会社の出身者													○
松下 征輝	他の会社の出身者													
沢田 恒夫	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田 義孝		当社の主要株主である株式会社日伝出身	当社の株主である株式会社日伝において、昭和52年3月から平成26年9月まで在籍。 営業及び総務に関する相当程度の知見を有し、当社及び当社経営陣との利害関係もなく、公正な立場で取締役の職務執行を監査できること。
松下 征輝	○	独立役員として指定	経理・管理についての経験・知識が豊富であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがない独立的な立場で取締役の職務執行を監査できること。
沢田 恒夫		当社の主要株主である株式会社日伝出身	当社の株主である株式会社日伝において平成13 年から平成21年まで同社取締役に就任。 当社及び当社経営陣との利害関係もなく、公正な立場で取締役の職務執行を監査できること。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点までは役員報酬がインセンティブとして機能していると考えております。今後は計画の規模及び困難さに基づきより具体的なインセンティブを検討する可能性もあります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期　取締役の年間報酬総額66,401千円（当社には社外取締役はおりません）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社の社外監査役は、取締役会及びその他重要会議への出席、その他監査活動についても原則制限するものはありません。また、内部監査人及び会計監査人との意見交換によるその職務執行を拡充しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンスの充実のために、取締役会や監査役会の一層の機能強化を図るとともに、積極的かつ継続的なディスクローズ活動・IR活動に取り組んでおります。現在、社外取締役を選任しておりませんが、現状の業態、規模においては、経営に対する牽制、監督機能が有効の働いていると考えております。
・取締役は4名選任されており、取締役会は原則として毎月１回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議して対策等を迅速に行っております。
・ 当社は監査役会を設置しております。3名の監査役が、監査計画及び監査の方法ならびに監査業務の役割分担を監査役会にて決定し、当該決定に基づき、取締役会への出席を含めた監査手続を実施して経営に対する適切な監視を行っております。
3名の監査役の内１名が、常勤監査役として常時執務しており、取締役会への出席、業務や財産状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。
・ 当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受けております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社でありコーポレート・ガバナンスの充実のために、取締役会や監査役会の一層の機能強化を図るとともに、積極的かつ継続的なディスクローズ活動・IR活動に取り組んでおります。
1．取締役会
取締役会は原則として毎月１回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議して対策等を迅速に行っております。
2．監査役会
当社は監査役会を設置しております。3名の監査役が、監査計画及び監査の方法ならびに監査業務の役割分担を監査役会にて決定し、当該決定に基づき、取締役会への出席を含めた監査手続を実施して経営に対する適切な監視を行っております。
3名の監査役の内１名が、常勤監査役として常時執務しており、取締役会への出席、業務や財産状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。
なお、提出日現在（平成27年６月18日）では、3名の監査役が選任されており内１名が常勤監査役として常時執務しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	―――

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	―――	あり
IR資料のホームページ掲載	―――	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	―――

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

社内規程の整備や予算の策定実施によるルール化された組織運営を機軸に、業績や情勢の変化に機敏に順応できる機動性を兼ね備えた経営を実現するために、組織内部も統制が働き、各組織がコンプライアンス重視のもと利益確保に効率的な運営を実現することを基本とし、内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況について、内部監査人を設置し、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しており、監査結果は経営トップマネジメントに報告されるだけでなく被監査部門に対して具体的な助言・勧告を行い、その後の改善状況を確認することにより実効性の高い監査を実施しております。
また監査役制度における監査について、3名の監査役のうち1名が常勤監査として常時執務しており、取締役会への出席、業務や財産状況の調査等を通じ取締役の職務遂行の監査を行っております。さらに当社取締役及び部門長で構成される「生販会議」を毎月1回開催しており、各部門の状況等を把握しております。
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらず、またこれを排除することを基本姿勢としております。
反社会的勢力に対応する部門である管理本部を中心に社内においては社内教育の一環として行う「コンプライアンス勉強会」において注意喚起を定期的に実施しております。また必要に応じ顧問弁護士や所轄警察機関との連携により適切な処置をとる体制を取っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力からの取引・金銭などの要求には毅然として対応し、一切関係を持たない。また、会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用したり、利益供与を一切行わない事を、社内規程に定め、行動規範として役職員に徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

